

1. 外国人住民との共生社会について

無断転載禁止

外国人住民との共生社会の実現に向けた指定都市市長会要請

全国の外国人住民は年々増加し、2024年6月末の外国人住民数は約359万人を超えて過去最高を更新し、2066年には、総人口の10%に達するとも推計されている。

また、人材不足が深刻化し、外国人住民が日本の経済社会におけるサービス提供等の担い手として期待されるなかで、国においては、特定技能制度について受入れ見込数の大幅拡大と対象分野の追加等が行われたほか、従来の「技能実習制度」から、人材確保を主眼とする「育成就労制度」への抜本的な方針転換などを進めている。

入国後の外国人住民への支援は、ボランティアや地方自治体等の地域にほぼ委ねられ、国の支援は間接的かつ限定的であるのが実情であるが、育成就労制度への転換及び特定技能制度の拡充により、更なる外国人住民の増加、在留期間の長期化が見込まれるため、これまでの生活相談支援や地域における日本語教育に加え、体系的な日本語学習プログラムの編成・提供、帯同家族の生活支援や日本語教育、高校進学に係る支援と卒業後の就労支援など、本人や家族の長期滞在を前提に、地域と共に円滑に生活を営むことができるようにするための施策の重要性が一層高まっている。とりわけ、多くの外国人住民が生活する指定都市においては、各行政分野において様々な課題が顕在化してきており、これらに的確に対応するためには、国、地方自治体、民間支援団体等といった各主体の適切な役割分担を明確にしたうえで、限られた資源を活用しながら、外国人が入国する段階から外国人住民数の変化や在留期間の長期化に応じた対策を十分にできるようにし、社会全体で対応していく必要がある。

特に、相談支援については、外国人住民からの相談件数は増加、複雑化し、多言語対応も一層困難になってきており、指定都市においても地域の実情に応じて創意工夫を凝らした各種施策に取り組んでいるが、一元的相談窓口に係る外国人受入環境整備交付金は、外国人住民5,000人以上の自治体の上限額を一律に設定するなど、1市平均40,000人以上の外国人住民を抱える指定都市の規模やニーズに見合ったものとは言い難いうえ、令和7年度事業においては、1日あたりの相談件数に応じた人件費に係る交付限度額が設定され、交付金額が実質的に縮小されており、急激に増加する外国人住民への相談体制を一層強化していくべき状況に逆行するものと言わざるを得ない。

また、日本語学習支援について、学校においては、外国人住民の増加に伴い、日本語指導が必要な児童生徒が増加し続けていることから、一定期間、集中的に日本語指導等を行うプレクラスも含む児童生徒の受入れからの初期指導体制とともに、切れ目のない支援体制を強化する必要がある。さらに、学齢超過者への日本語の学習機会や指導の枠組みについて、特に、在留資格が「家族滞在」である生徒が、将来、在留資格を喪失して不安定な身分となることなく、かつ、経済的に自立した生活を送るためには、就労制限のない在留資格「定住者」を取得することが重要なところ、その要件である高校卒業等に必要な学習言語としての日本語の教育については、民間支援団体等による外国にルーツをもつ生徒向け学習教室等が全国的にも少なく、人材も不足しているが、国による支援制度がない。

地域日本語教育は、ともに暮らす住民同士の相互交流の場となる一方、日本語教室等のボランティアを中心に支えられており、教育人材の高齢化や次世代の担い手不足が喫緊の課題であるほか、会場の確保にも課題があることから、これまでのボランティア任せの現状を根本的に見直し、持続可能な制度づくりが必要である。

一層、積極的に日本語能力の向上に取り組んでいくことが求められるが、たとえば、令和9年度に施行予定の育成就労制度は、主務省庁によれば、日本語教育の主体として、認定日本語教育機関（就労課程）を想定しているにもかかわらず、現時点で、就労課程を認可された認定日本語教育機関はごく僅かであり、今後、大幅な増加が見込まれる育成就労、特定技能に係る在留資格者への日本語教育体制の構築が危ぶまれる。

これらの分野以外においても、指定都市においては、外国人住民が地域と共に過ごす日常生活を身近で支える基礎自治体としての役割を果たすため、共生社会の実現に向けた施策に全力で取り組んでいるところであるが、日本人住民と外国人住民が、ともに安全・安心に暮らせる社会を実現するためには、国が主体となって、外国人住民が、同じ地域社会の構成員としての責任を果たすことを促す政策についても、議論していくことが重要である。

については、指定都市市長会として、下記のとおり要請する。

記

- 1 外国人住民への生活支援策については、国の責任で対応すべきものであることを踏まえ、行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする内閣府に政策を統括推進する司令塔を設置するとともに、国、地方自治体、民間支援団体等を含む各主体との適切な役割分担により、強力に推進していくこと。
- 2 外国人受入環境整備交付金について、急激に増加する外国人住民に合わせて、また、指定都市の規模やニーズに見合うよう、交付率及び上限額を引き上げ、対象事業を拡大するとともに、必要となる十分な財源を確保し、安定的、継続的な財政支援を講ずること。
- 3 日本語学習支援について、義務教育課程におけるプレクラスの設置・運営経費への財政措置を講ずるとともに、日本語指導のための専門職員の配置に係る財政支援を講ずるなど日本語教育体制を強化すること。また、高校進学・卒業に必要な日本語能力を習得できるよう、民間支援団体等に対する外国にルーツをもつ生徒向け学習教室等の設置・運営経費に係る補助制度を創設すること。
- 4 地域日本語教育について、ボランティア任せの現状を根本的に見直し、持続可能な制度設計を行うこと。また、人材や場所を含む体制構築・運営に要する経費については、国の責任において更なる財政措置を講ずること。さらに、就労目的の在留資格者について、現状においても、日本語教育の深刻な担い手不足が危惧されることを踏まえ、実効性のある日本語教育カリキュラムと体制を国主導により早期かつ確実に構築すること。
- 5 地域社会の構成員として活躍できるよう、帯同家族を含む長期滞在者に対して入国前後に日本語や日本の文化・社会制度を教育する機会を拡充するとともに、それらの理解度などを入国時や在留資格更新時に確認し、習得を促す仕組みを創設すること。

令和7年8月4日
指定都市市長会

2 外郭団体のあり方と公共施設における指定管理者制度について

出典：静岡市外郭団体の活用及び連携に係る指針 平成 29 年 3 月策定 令和 2 年 6 月改定
(抜粋)

5 活用及び連携のあり方

外郭団体の役割を具体化する主な手法として、①業務の委託先としての活用、②指定管理者としての活用、③外郭団体の自主事業との連携が挙げられる。

(1) 業務の委託先としての活用

業務の公益性と特定の外郭団体の設立目的、特性、外郭関連施策において求める役割等とに密接な関連がある場合には、当該業務の委託先として当該団体を活用することにより、当該業務の目的が最大限に達成されることが期待できる。

そのため、市は、業務の委託先として活用するに当たり、次に掲げる事項について留意するものとする。

ア 市は、委託業務の相手方を選定するに当たっては、①業務の目的、②市の政策における当該業務の位置付け（当該業務を政策実現のためにどう活用しようとしているか）、③当該業務の実施における市との緊密な連携の必要性、④特定の外郭団体の設立目的、⑤当該団体の特性、⑥外郭関連施策における当該団体の役割、⑦当該団体が行う他事業との相乗効果、⑧その他これらに類する事情を十分に勘案するものとし、コスト比較のみによって相手方の選定方法の選択を行わないものとする。

イ 単独随意契約により特定の外郭団体が委託業務の相手方に選定された場合においては、当該団体は、市と積極的に意思疎通を図り、当該業務の目的及び当該団体そのものの公益性を最大限発揮するよう委託業務を実施すること。また、委託料が市民の負担であることを踏まえ、経費削減に努めること。

ウ 単独随意契約により特定の外郭団体を委託業務の相手方に選定した場合においては、市は、当該業務の公益性が効果的に発揮されているかを常に検証するものとし、当該団体を業務の委託先として活用することに係る市民への説明責任を果たすこと。

(2) 指定管理者としての活用

公の施設の公益性と特定の外郭団体の設立目的、特性、外郭関連施策において求める役割等とに密接な関連がある場合には、当該施設の指定管理者として当該団体を活用することにより、当該施設の目的が最大限に達成されることが期待できる。

そのため、市は、指定管理者として活用するに当たり、次に掲げる事項について留意するものとする。

ア 市は、指定管理者を選定するに当たっては、①公の施設の設置目的、②市の政策における当該施設の位置付け（当該施設を政策実現のためにどう活用しようとしているか）、③当該施設の運営における市との緊密な連携の必要性、④特定の外郭団体の設立目的、⑤当該団体の特性、⑥外郭関連施策における当該団体の役割、⑦当該団体が行う他事業との相乗効果、⑧その他これらに類する事情を十分に勘案するものとし、コスト比較のみによって公募・非公募の選択又は公募における相手方の選定を行わないこと。

イ 非公募により特定の外郭団体が指定管理者に選定された場合においては、当該団体は、市と積極的に意思疎通を図り、当該施設の目的及び当該団体そのものの公益性を最大限発揮するよう指定管理業務を実施することがより一層求められるとともに、市に対し、自らの創意工夫により当該施設の公益性に資する活用策を提示するよう努めること。また、指定管理料が市民の負担であることを踏まえ、経費削減に努めること。

ウ 非公募により外郭団体を指定管理者とした場合は、市は、当該施設の公益性が効果的に発揮されているかを常に検証するものとし、当該団体を指定管理者として活用することに係る市民への説明責任を果たすこと。

（３）外郭団体の自主事業との連携

市の施策を実施するに当たっては、有効な連携を図ることにより外郭団体が自主的に行う市民の福祉の増進に資する取組との相乗効果が発揮されることが期待できる。

6 外郭団体の経営基盤の確立

外郭団体は、外郭関連施策における役割を確実に実施するため、次のとおり、人材面、財政面及び組織面において必要な基盤を確立する必要がある。

（１）人材的な基盤

人材的な基盤については、各団体に必要となる人材を明らかにし、職員の採用及び育成を行うとともに、必要に応じ、市OBの活用や市職員の派遣（や

むを得ない場合に限る。)を通じて、外郭関連施策における役割を確実に果たすものとする。

この人材的な基盤の確立に関し、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 職員の採用

各団体は、優秀な人材を確保するものとし、職員の採用は、原則公募とすること。

各団体は、各団体の専門性を確保するため、専門的な知識・経験を有する人材の確保に努めること。

各団体は、中長期的な事業展開を見据え、その事業規模からみて適正な職員数を明らかにし、必要となる職員の計画的な採用に努めること。

イ 職員の育成

各団体は、各団体の役割を確実に果たすため、計画的な職員の育成に努めること。また、各団体の専門性を高めるため、職員が専門的な資格を取得できるよう努めること。

市は、市職員の人材育成の計画等と整合する範囲内において、市の研修(市への派遣研修を含む。)の受講の機会を外郭団体の職員に提供するなど、外郭団体の職員の育成を支援すること。

ウ 市OBの活用

各団体は、市OBを活用する場合は、外郭団体の役割に即した能力・知見を有する人材を選考すること。この選考の際には、面接等による評価を行い、透明性を確保すること。

市は、各団体の求めに応じて市OBの情報を提供する場合は、各団体の役割や必要とする能力・知見を十分勘案し、適切な人材を選考すること。また、市OBの再就職状況を公表すること。

各団体は、市OBの給与については、各団体の業績、経営状況等の実態を踏まえ、役割に応じた適正な給与水準を確保すること。また、退職金(退職金に相当するものを含む。)は支給しないこと。

エ 市職員の派遣

市は、外郭団体と市との役割分担の観点から、原則、外郭団体の職員として市職員を派遣しないこと。

2025 年 9 月定例会 松谷清議員 総括質問資料

3. 葵区赤松地区周辺の企業立地について

出典元 佐川急便グループ会社
SGリアルティ(株)

(仮称)「SG リアルティ赤松計画」新築工事 (概要)

大河原建設株式会社

1. 事業計画の目的

現在、既存の施設は建物の老朽化と、たびたび浸水被害を被る場所にあるため
当地に「物流センター」を建築する計画をしております。

2. 事業計画者

住所： 京都府京都市南区上鳥羽角田町 6 8 番地

氏名： SG リアルティ株式会社

代表取締役 橋本 譲

3. 事業計画及び面積

静岡市葵区赤松 7 - 1 他 18 筆

面積：19,826 m²

4. 着工予定

令和 8 年 6 月

5. 計画案 主要部の配送センターは平家建です。

